

高齢者や障害のある方の暮らしをサポートする、身近な相談窓口

千葉市成年後見支援センターのご案内



認知症の独居老人のお宅に見知らぬ人が出入りしているのを、悪徳商法の被害にあわないか心配…



障害のある子どもと暮らしているが、将来、子どもの世話ができなくなったときのことを心配…



頼れる身内がないので、将来、認知症などでお金の管理ができなくなったらどうしようかと悩んでいる…



認知症の親を有料老人ホームに入居させる資金を作るために、親の不動産を処分したい…

こんな時…

成年後見制度の利用をご検討ください。

私たちに ご相談ください！

センターでは、成年後見制度に関する一般相談、法律相談に応じています。
お気軽にご利用ください。
(相談は無料です。法律相談は予約制です。)



成年後見制度とは…

認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を、家庭裁判所で選ばれた成年後見人が本人に代わって、不動産や預貯金等の財産を管理したり、身のまわりの世話のために介護サービスに関する契約を結ぶなど、本人を保護し支援する制度です。本人が不利益な契約を結んでしまっても、その契約を取り消すこともできます。

千葉市成年後見支援センター

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟3階

TEL 043-209-6000

FAX 043-209-6021

<http://www.chiba-shakyo.com/sc/>

開館日/月～金 午前9:00～午後5:00 ※土・日・祝祭日 年末年始は休みです。

